

奈良県告示第百八十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定により、漁業種類、漁場の位置及び区域、漁業時期その他免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間並びに地元地区を次のとおり定めたとので、同条第五項の規定により公示する。

平成三十年九月四日

奈良県知事 荒井正吾

第一 免許の内容たるべき事項及び地元地区

一 奈内区第一号

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種区画漁業	こい養殖業	一月一日から十二月三十一日まで
右 同	ふな養殖業	右 同

2 漁場の位置

生駒市高山町

3 漁場の区域

高山ため池

4 地元地区

生駒市高山町

二 奈内区第二号

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種区画漁業	きんぎよ養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置

生駒郡斑鳩町大字法隆寺

3 漁場の区域

桜池

4 地元地区

生駒郡斑鳩町大字法隆寺

三 奈内区第三号

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種区画漁業	きんぎょ養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置

磯城郡三宅町大字伴堂

3 漁場の区域

伴堂池

4 地元地区

磯城郡三宅町大字伴堂

第二 免許申請期間

平成三十年九月四日から同年十一月五日まで

第三 免許予定日

平成三十一年一月一日

備考

この告示に係る免許の存続期間は、平成三十一年一月一日から平成三十五年十二月三十一日までとする。